

第22回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成26年2月6日

資料2

理容業の振興指針（案）

新旧対照表

「理容業の振興指針」（平成21年2月23日厚生労働省告示第37号）新旧対照表（案）

理容業の振興指針 (新)	理容業の振興指針 (旧)
<p>理容業の振興指針</p> <p>理容業の営業者が、現下の諸課題に対応し、経営の適正化及び衛生規制にのぞむべきものである。(昭和32年法律第164号。) 第56条が、以下「生衛法」といふ。) 第1項當該組合(生活衛生事業の実施状況等の具体的な指針が十分に活用され、組合等の行つたと定め同業者、組合等の具合を含む。) が実施する「都道府県公庫」(以下「都道府県公庫」といふ。)による支援に加え、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」)による融資等により、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図る。</p> <p>理容業の営業者は、理容師法(昭和22年法律第234号)等の衛生規制及び衛生の向上に資するものである。) 第164号。) 第56条が、以下「生衛法」といふ。) 第1項當該組合(生活衛生事業の実施状況等の具体的な指針が十分に活用され、組合等の行つたと定め同業者、組合等の具合を含む。) が実施する「都道府県公庫」(以下「都道府県公庫」といふ。)による支援に加え、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」)による融資等により、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図る。</p> <p>理容業の営業者は、理容師法(昭和22年法律第234号)等の衛生規制及び衛生の向上に資するものである。) 第164号。) 第56条が、以下「生衛法」といふ。) 第1項當該組合(生活衛生事業の実施状況等の具体的な指針が十分に活用され、組合等の行つたと定め同業者、組合等の具合を含む。) が実施する「都道府県公庫」(以下「都道府県公庫」といふ。)による支援に加え、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」)による融資等により、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図る。</p>	<p>理容業の振興指針</p> <p>理容業の営業者は、理容師法(昭和22年法律第234号)等を遵守しなければならない。利用者の利便への対応等の課題への取組が講じられた、より高い利便を得るためには、十分な対応を要したりとする面がある。以下、「運合会」指合会(以下「運合会」といふ。)及び全国共済組合(以下「運合会」といふ。)が実施する「都道府県公庫」(以下「都道府県公庫」といふ。)による支援に加え、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といふ。)による融資等により、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図る。</p> <p>理容業の営業者は、理容師法(昭和22年法律第234号)等を遵守しなければならない。利用者の利便への対応等の課題への取組が講じられた、より高い利便を得るためには、十分な対応を要したりとする面がある。以下、「運合会」指合会(以下「運合会」といふ。)及び全国共済組合(以下「運合会」といふ。)が実施する「都道府県公庫」(以下「都道府県公庫」といふ。)による支援に加え、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といふ。)による融資等により、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図る。</p> <p>理容業の営業者は、理容師法(昭和22年法律第234号)等を遵守しなければならない。利用者の利便への対応等の課題への取組が講じられた、より高い利便を得るためには、十分な対応を要したりとする面がある。以下、「運合会」指合会(以下「運合会」といふ。)及び全国共済組合(以下「運合会」といふ。)が実施する「都道府県公庫」(以下「都道府県公庫」といふ。)による支援に加え、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といふ。)による融資等により、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図る。</p>

第二 理容業を取扱う事業者の動向

理容業は、頭髪の刈込み、顔そり等による容姿を整えることによって国民の健康衛生的で快適な生活を確保するサービスである。生活容所の充実に大いに寄与してきたところである。(平成24年度末) であり、10年前と比較して10,164施設の減っている。従業理容師数は238,086人である。10年前と比較して14,038人の減少している。(厚生労働省『衛生行政報告例』による)。従業者数5人未満の事業者は77.6%で、従業者の年齢について

は、60歳から69歳の者の割合が39.1%、70歳以上の者の割合が20.8%などなっている。経営上の課題としては、(複数回答)、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「競合店舗との新規出店」、「客単価の減少」、「施設・設備の老朽化」、「立地条件実態調査」等となる。(厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による)。

二 消費者意識と経営方針

平成24年の1世帯(2人以上の世帯)の理髪料の支出額は5,574円で前年比97円の増で、平成14年の支出額を100とした場合、平成24年の支出額は75.4となっている。(総務省『家計調査報告』による)。

また、理容店1回あたりの費用(商品の購入費用は除く)は、「1,000～1,999円」が40.2%と最も多く、「3,000～3,999円」が21.9%、「2,000～2,999円」が12.6%などなっている。1回あたりの費用については、「より満足度が高まるのであれば費用を増やす」としては(複数回答)、「利用者が30.8%となつており、その条件どしが64.1%、「癒やし」「癒されたい」が38.4%、「ヘア関連以外の充実したる」が33.1%、「悩みに的確に対応」が21.1%などなっている。(株式会社日本政策金融公庫『理容店による』。

三 営業者の考え方と経営方針

営業者の充実感と経営方針としては(複数回答)、「接客サービスの充実」40.6%、「廃業」17.0%、「施設・設備の改装」15.7%、「価格の見直し」15.2%、「広告・宣伝等の強化」14.4%などである。(厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による)。

第二 前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立された理容業の組合(平成25年12月末現在で47都道府県で設立)においては、前期の理容業の振興指針(平成21年厚生労働省告示第37号)を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画につきて、全5カ年のうち4カ年終了時である平成24年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。なお、国による予算措置(補助金)については、政策目的の達成状況の検証及び事業対策の一貫化を図るために、生活衛生関係の振興計画を実現するため、組合としても、組合同様に基づき事業を実施した上で、達成状況について、組合及び連合会においては、組合未加入の事業者も評価を行ふ必要がある。

ついで、当該振興計画の内容について、組合及び連合会における評価結果も評議會を図り、組合未加入の事業者も評議會を図ることとする。

営業者への加入勧誘を図ることが期待されている。

組合への加入、非加入は営業者がいるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく述べるたまに、都道府県、保健所設置市への趣旨、業者関係する許可の申請と請、業者に對して、生衛法の実施組合の内情、所在地、連絡先等について情報提供の実施組合が求められる。

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

				事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識事業	57%	41%	・衛生消毒等に関する講習会の開催 ・自主点検表、ポスター ・自主点検表、ポスターの配布			
2	施設及び設備の改善に関する事業	13%	48%	・店舗特性を踏まえたりラクゼーションメニュー対応 ・装飾や省エネ、設備の導入投資が見られる			
3	利用者の利益の増進に関する事業	44%	43%	・賠償責任保険への加入促進 ・講習会の開催 ・標準化業約款制度の推進			
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	54%	44%	・経営講習会、各種研修会の開催 ・経営相談室の設置			
5	営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事業	52%	41%	・技術大会の開催			
6	事業の共同化及び協取引に関する事業	46%	46%	・共同購入の実施			
7	従業者の福利の充実に関する事業	45%	28%	・関連業界等との情報交換会の開催			
8	従業者支援に関する事業	57%	41%	・共済制度の加入促進 ・定期健康診断の実施			
9	事業者の承継及び後継者支援に関する事業	48%	46%	・後継者育成支援のための研修会等の開催 ・青年部・女性部の育成			
10	環境の保全及び省エネルギー	44%	33%	・クールビズへの推進			

ネルギーの強化に関する事業		少子・高齢化社会へ		地域との共生に関する事業	
11	少子の対応する事業	37%	37%	・訪問福祉理容室の推進 ・ケア理容所の開催	
12	地域との共生に関する事業	56%	33%	・地域イベントへの参加 ・ボランティア活動の推進	

第三 理容業の振興に関する目標と地域社会から期待される事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

理容業者は、国民の衛生的に大いに寄与してきた。こうした重要な役割を担うとともに、貢献できる理容業者と、各々の営業環境や国民生活のニーズ、衛生課題に対応し、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。また、新たな髪形の提案や、子ども等の潜在的な需要の拡大のためのキャンペーンを行なうなど、21世紀の理容業のイマージ刷新に取り組んでいくことが事業の活性化の観点から最も重要なことである。理容業者の営業者や障害者等のニーズに的確に応えること、セーフティーネットとしての役割を送るためには構成員としてのテクニカルな強化され、生きた安心を支える役割を担うことなどが期待される。

一方で、理容所の衛生管理に対する消費者の関心も高く、新たな感染症の発生状況を踏まえ、理容業においても、公衆衛生の見地から感染症対策等の充実を図り、利用者に対して衛生管理についての納得と安心感を提供していくことが求められる。

また、社会全体の少子高齢化の中で、営業者自身よりも課題となる後継者問題に加え、従業者等への育成支援等への安心を支える。

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、利用者に対する情報提供等に積極的に取り組むことを目標とする。

二 今後5年間(平成26年度末まで)における営業の振興の目標

1 生問題への対応

理容業は、頭髪の刈り込み、顔そり等利用者の皮ふに直接触れる営業であり、衛生上の問題に対して、特に器具の消毒をはじめ、衛生

一 営業の振興の目標に関する環境

理容業は、頭髪の刈り込み、顔そり等によるサービスを整えることとして、理容所の運営によって、生活の充実に貢献してきた。昭和61年度の約14万5千件から漸減しており、19年度で約14万件台で推移してきたが、平成12年度以降は、年々減少傾向にある。この背景には、理容所の多様化、個別化の充実による需要の低下、低価格の店舗の出現による競争が、理容業の衰退の一因である。このように、理容業者に対する対応として、業界全体で的人材の確保が求められる。

理容業は、頭髪の刈り込み、顔そり等利用者の皮ふに直接触れる営業であり、衛生上の問題に対して、特に器具の消毒をはじめ、衛生

の問題を解決するための取り組みを実施する。これにより、理容業の振興が図られ、営業者に対する支持が得られる。また、理容業の振興を通じて、社会問題に貢献する。

理容業の振興は、営業者自身の高齢化に対応するための対応である。

上位の危害を防止し、利用者に対して安全で良質なサービスを提供する

業者は、責任の地道な取組が中心となる課題と、新規顧客の獲得や都道府県の連携等の課題は、業者によって異なる。通常に発生する問題は、発生防止に必要な費用及び衛生設備の整備等が主な課題である。しかし、一旦、衛生設備が及ぼす影響がある場合には、多くの消費者が困難になる可能性がある。そのため、業者自身の衛生問題は、個々の業者にとって重要な問題である。業者間の連携も必要である。

業者間の連携が実現されると、業者間の情報交換が容易になります。また、業者間の連携によって、業者間の競争が緩和されることが期待される。しかし、業者間の連携によって、業者の競争力が弱くなる可能性もある。そのため、業者間の連携は、業者の競争力維持と同時に、業者の競争力を強化するための手段である。

一方、生活水準に対する要望が多様化及び設施の選択等の「満足度」を対応する。この変化は、技術的・組織的・運営的・人材的などの要素によるものである。この変化に対応するためには、以下の取り組みが必要である。

- 1. 施設の選択: 個人や家族のニーズに応じて、適切な施設を選択する。
- 2. 設備の整備: 施設の設備を充実させ、快適な利用環境を提供する。
- 3. 人材の育成: 人材の育成と教育を重視し、専門性の高い人材を確保する。
- 4. リテラシーの向上: 情報収集力やコミュニケーション能力の向上を図る。
- 5. サービスの品質管理: サービスの品質を確保し、顧客満足度を高める。

これらの取り組みを通じて、業者は、顧客のニーズに応じたサービスを提供することができる。また、業者間の連携によって、業者の競争力が強化され、業者の競争力維持と同時に、業者の競争力を強化するための手段である。

2 経営方針の決定と消費者への貢献

近年の個人所持のスマートフォンの利用頻度の低下、低価格や施術時間の短さにより経営環境の志向、による競争の激化等により、業者間の競争が緩和され、競争力が高まっている。しかし、業者間の競争が緩和されると、業者の競争力が弱くなる可能性もある。そのため、業者間の競争は、業者の競争力を強化するための手段である。

利用者の多様なニーズを踏まえた新たなサービスを高めしていくことで帰り入れ、サービスの多様化を図り、「付加価値を高めることで満足」を享受、「快適」に過ごし、「優美」な気持である。一方、「満足」を享受する店づくりを行なうことが求められる。業者による個性のある店づくりが進展するは、「営業者と営業手段の弱い物」の常識化及び過疎化の進展手続は、営業手段側が「弱い物」の常識化や体化されると共に「買いたい」存在は、「買はなければならぬ」とは思われる。一方、人口減少・少子高齢化による一方で、地域に近い営業者が「育て・貢献する」ためには、営業者との「育てる」ことで、地域に貢献する。一方で、営業者も「育てる」ことで、地域に貢献する。地域環境に不向きな高齢者も、地域社会を支える重要な存在である。

経済活動においては、高齢化が進展する中で、在宅や老人福祉施設等で理容店に来店することが増加していくことが予想される。そこで、これらの方々に対するサービスや地域を通じた経済活動を実施していくことから、これが問題となる。理容サービスによって身だしなみを整えることは高齢者の気持ちを若返らせ、心身をリフレッシュする上でも重要である。

3 税制及び融資の支援措置

理容業の組合又は組合員には、税制優遇措置及び日本政策金融公庫を措置してある。組合員(理容業者)が借入金利よりも低利で融資を受けられる。これは、組合員が共同利用施設を取得した場合の車両を車両保有料として返却する。また、組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。

税制賞賛制度について、組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。組合員は、組合員が車両を車両保有料として返却する。

される。事業に際しては、有効性及び効率性（費用対効果）の実施に計画期間に行い、事業の適切な実施に努めることが求められる。事業効果を最大限發揮し事業センター、都道府支店等との連携及び調整を行うことによって、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。事業効果を最大限発揮せんたー、都道府支店等との連携及び調整を行うことによって、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。

多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることに鑑み、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、都道府県のき置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効的な措置を用いて、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。事業効果を最大限発揮せんたー、都道府支店等との連携及び調整を行うことによって、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。

多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることに鑑み、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、都道府県のき置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効的な措置を用いて、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。事業効果を最大限発揮せんたー、都道府支店等との連携及び調整を行うことによって、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。

3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることに鑑み、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、都道府県のき置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効的な措置を用いて、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。事業効果を最大限発揮せんたー、都道府支店等との連携及び調整を行うことによって、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。

多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることに鑑み、都道府県指導センター及び日本政策金融公庫において、都道府県のき置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の有効的な措置を用いて、日本政策金融公庫とが期点企画する等、事業の実施を行なう。

やすい場所に設置するなどの改善に取り組むことも必要である。

2 経営課題への対処に関する事項

個別が前を提供して次とが期待されることがある。経営課題への対処には、要望する消費者の自立的取扱い、サービスに対する評議が、多様な生活事項を頭に、どのように改善されるとある。経営課題は、個別が前を選び、従業員や組織が選択的に取り組んでいくことである。

(1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、専門性や技術力、立地条件等の特性を見出し、経営方針を明確化し、自店の付加価値や独自性を高めていくとともに、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。
ア 百店の立地条件、顧客層、サービスメニュー、資本力、経営能力、技術力等の経営上の特質の把握
イ ウ オ カ の育成 人材の活用による経営手法の開拓
キ ク ケ 共同道府県指導機関による経営診断のコラボレーション
共通の課題が発生した場合、専門的知識の習得・伝承や後継者の育成

(2) サービスの見直し及び向上に関する事項

消費者のニーズやラIFESTYLE、世帯構造の変化等に的確に対応し、消費者が安心して利用できるよう、サービスや店づくりの充実や情報提供の推進に努め、消費者の満足度を向上させることが重要であることから、以下の事項を選択的に取り組むことが期待される。
ア サービスの充実
①主として若者を対象とした新しいへアスタイルの提供
②クールニュー
③毛染め(カラーリング)、男性向けネイルケア等のファッション性を重視するメニュー

に見えやすい場所に設置するなどの改善に取り組むことも必要である。

(二) 経営課題への対処に関する事項

経営課題が、多様な生活事項を頭に、常に改善されるとある。経営課題への対処には、要望の向こうに、次とが期待される。供いては、次とが期待される。

経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

自店の経営を適切に把握し、経営管理の合理化

それを実現するための立地条件等の条件、地域に根ざした者等を明確化を業者等が自考慮と提供する。

ア 二階層や多様な客層を顧客層の状況で、既に要集つて他の店が顧客層の変化の他によるとどが規模店の手は、法が固定的改営場合に、営業診断をあわせてある。業者や従業員が変わることで、これまでの店舗の運営が変わる。

イ 二階層象徴等の意図して、既に要集つての店舗の運営が変わることで、これまでの店舗の運営が変わる。

ア 二階層象徴等の意図して、既に要集つての店舗の運営が変わることで、これまでの店舗の運営が変わる。

イ 二階層象徴等の意図して、既に要集つての店舗の運営が変わることで、これまでの店舗の運営が変わる。

ア 二階層象徴等の意図して、既に要集つての店舗の運営が変わることで、これまでの店舗の運営が変わる。

イ 二階層象徴等の意図して、既に要集つての店舗の運営が変わることで、これまでの店舗の運営が変わる。

- ④女性向けシャンプー等の身体全体のエステティック等の肌の管理を
⑤美顔を含めた三エニーの提供
⑥シャンプーと頭皮ケア等の育毛・スカルプトリートメント
⑦ローマセラピードラクゼーションメニュー
⑧中高齢者を対象としたヘアカウンセリング
⑨毛髪や頭皮の手入れ等の知識の提供
⑩子宅や施設の高齢者等への訪問理容
⑪在宅や施設の高齢者等への訪問理容
⑫高齢者等の来店が困難な顧客の送迎
⑬マニユアルを超えた「おもてなしの心」(気配り・目配り・心配り)による温もりのあるサービスの提供
⑭消費者のニーズやライフスタイルの変化等に対応した店づくり

- ①地域に根ざした中高齢者や家族客等を顧客とする家族的な店、若者等を対象に多様なメニューを提供する店などの店のコンセプトを踏まえた店づくり
②リラクゼーションを重視した店の雰囲気づくり
③高齢者や障害者にやさしい店づくり
④地域住民が集まるサロンの提供
⑤立地条件及び経営方針に照らした営業日及び営業時間の見直し

(3) 施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、施設及び設備の改善のため、以下の事項に取り組むことが期待される。

定期的な内外装の改装による清潔な雰囲気の醸成
各店舗の特性を踏まえた清潔な椅子やメニユアテイクル備、毛髪診断設備、エステティック等の設備

訪問理容のための車両、携帯器具
高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施

(4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項

営業者は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的に取り組むことが期待される。
インターネット等の情報通信技術を用いて予約の受付、割引サービスの実施、異業種との提携、ホームページの開設等、積極的な情報発信によるプロモーションの促進

ロマセラピードラクゼーションメニュー、中高齢者向自らのヘアカーカの出張方針に合ったメニューの見直しや開発を行ったことを望む店が多かった。新たなる取組について利用者にアピールすることも考えられた。

施設及び設備の改善に関する事項
営業者は、清潔でもある店とともに、顧客層、店のよき心と並んで、内装の改装による定期的な内外装の改修に努める。また、メニユアテイクルをはじめとするアフターサービスの内診断設備、毛髪ソムニションメニュー等の施設及び設備の改修に努めるものとする。

情報通信技術を利用する事項
営業者は、顧客との信頼関係に基づき顧客情報を適正に管理し、その実施への積極的な取り組みを通じて、バーソナルデータを保護する。また、インターネット等の情報通信技術を効率化して業務の合理化を図ることで、スピーディーな情報発信によるプロモーションの促進

次に掲げる事項を中心に積極的な支援に努めることが期待される。

(1) 館生に関する知識及び意識の向上に関する事項

当業者に対する衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催、衛生用品の普及啓発、体制管理等による各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

(2) 施設及び設備の改善に関する事項

衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、改善に向けた高齢者へのサービスの適正化等、必要なアドバイス等の情報提供等、必要性のある店舗の改修工事等に努めること。

(3) 消費者利益の増進に関する事項

サービスの適正表示、マニキュアの作成、利用者の意識調査、施設手引の基本とした理容の普及啓発等の取り組みを行なう。

(4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

消費者の指導、助言等の利便性のあり方等の研究を行うこと。また、当業者の取組をより多くの業者に広めること。

(5) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

先駆的な地域的・組織的・技術的なスキル等の新規人材の育成、マニキュア等の新規会員の連絡、美容技術の向上等に努めること。

(6) 事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化による業務の効率化、企画立案並びに実施に係る指導に努める。

(7) 取引関係の改善に関する事項

共同購入等取引条件の共通化の推進、理容用品業界の協力を得ながらのための連携を進めること。

(8) 従業員の福利厚生に関する事項

従業者の労働条件整備、作業環境の改善及び健康管理充実のための支援、医療保険(国民健康保険又は健康保険)、年金

どの連携を密にする。また、知識の向上に関する事項についての取組を行なう。

ア 会員に対する衛生管理手順の改善による各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

(1) 館生に関する知識及び意識の向上に関する事項

当業者に対する衛生管理手順の改善による各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

イ 利益の適正表示、マニキュア講習会の開催、各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

ウ 利益の適正表示、マニキュア講習会の開催、各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

エ 利益の適正表示、マニキュア講習会の開催、各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

オ 利益の適正表示、マニキュア講習会の開催、各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

キ 利益の適正表示、マニキュア講習会の開催、各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

ク 利益の適正表示、マニキュア講習会の開催、各種感染症対応の連携を密にする。また、会員の肌荒れの実施、化粧品の販売、衛生用品の供給等の取り組みを行なう。

保険(国民年金又は厚生年金保険)及び労働保険(雇用保険及び労働者災害補償する福利厚生の充実に努めること)。事業者の整備及び強化に努めること。男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した従業者の福祉の充実に努めること。

(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等の経営知識の情報提供の促進を図るために必要な支援に努めること。

次代を担う子どもや職業選択の時期にある若者に対する理容業の魅力を伝える広報や啓発活動に努めることで、後継者の創出の基礎をつくっていくことが期待される。

2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

(1) 都道府県指導センター

組合との連携をして、以下に掲げる事項を中心には積極的な取組に努めることが期待される。
具体的な取組には、営業者に対する具体的な指導、助言等の支援を消费者からのお苦情及び要望の具体的な取組である。
消費者の信頼の向上に向けた組合加入促進に向けた取組。

(2) 全国指導センター

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心には積極的な取組に努めることが期待される。
具体的な取組には、営業者への具体的な指導、助言等の支援を消费者からのお苦情及び要望の具体的な取組である。

・情報提供
・危機管理マニュアルの作成
・危機処理マニュアルの作成
・標準契約款の登録の促進
効果測定の支援及び政策提言機能の強化

(3) 国及び都道府県

公衆衛生情報の提供の促進
理容業に対する消费者的信頼の向上及び営業の健全な振興に貢献する。
具体的な取組には、営業者からの、以下に掲げる事項を中心には積極的な取組である。

・理容師法等関係法令の施行業務等を通じた指導監督
・安全管理、苦情対応に努めること。
・日本政策金融公庫の円滑な事業実施に資することが期待される。

保険(国民年金又は厚生年金保険)及び労働保険(雇用保険及び労働者災害補償する福利厚生の充実並びに共済に努めるものとす)。男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した従業者の福祉の充実に努めるものとす。
事業の承継及び後継者支援に関する事項
事業の円滑な承継に関するケーススタディ、成功事例等の経営知識の情報提供の促進を図るために必要な支援に努めるものとす。
ケ 事業の承継及び後継者支援に関する事項
事業の円滑な承継に関するケーススタディ、成功事例等の経営知識の情報提供の促進を図るために必要な支援に努めるものとす。

(二) 行政施策及び政策金融による営業者への支援並びに利用者の信頼

都道府県指導センターにおいては、組合との連携を密にして、都道府県に対する具体的な支え等の経営改善指導、組合を運営する者とともに、利用者の意見を反映させることで、その取り組みを促進する。
イ 1. 営業者による苦情反映と保健所を始めとする都道府県生活衛生営業関係部局と連携を図り、新規開業者及び未加入事業者に対する指導セミナーを開催する。
2. 全国指導センターを推進するため、利害関係者による意見も反映され、各業界に積極的に取り組む。
3. 理容業の改善を目的とした苦情処理マニュアルの作成の普及を図り、各連携を図る。

ア 1. 営業者による苦情反映と保健所を始めとする都道府県生活衛生営業関係部局と連携を図り、新規開業者及び未加入事業者に対する指導セミナーを開催する。
2. 全国指導センターを推進するため、利害関係者による意見も反映され、各業界に積極的に取り組む。
3. 理容業の改善を目的とした苦情処理マニュアルの作成の普及を図り、各連携を図る。

ウ 1. 営業の健全な振興を図るために、都道府県等による意見も反映され、各業界に積極的に取り組む。
2. 理容業に対する指導監督、安全衛生、苦情対応に努めること。
エ 1. 日本政策金融公庫における施設及び設備の改善等による融資の実施、災害時ににおける相談窓口の設置。

第五 アイ び 災害時に際し配慮すべき事項

ともに、生活衛生関係商業に係る経済金融事情等の把握、分析及び関係団体への情報提供に努めるものとする。

第五

災害時に際し配慮すべき事項

商業施設等における速やかな相談窓口の設置

情報提供

生活衛生関係商業と同様に、衛生水環境において請負業者との要大々支援に対する対応がござります。これを適切に確保するため、業者との要請に応じて請負業者との共通課題を解決する方針を確立する。これを確実に実現するためには、地域社会に根付いた課題に対する課題解決が図られる。

少子・高齢化社会等への対応

業者には、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯が住み慣れるよう、以下に掲げる事項を中心とした地盤社会の一対一対応策の実現を目指す組合組織による活動を推進する。

- (1) バリアフリーの充実・強化
- (2) 出張サービスの充実・強化
- (3) 従業者の改善
- (4) 身体障害者補助犬を同伴する教育及び研修による対応
- (5) 従業員に対する身体障害者等への適切な対応
- (6) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進
- (7) 受動喫煙の防止

組合及び連合会に期待される役割

高齢者、研究の実施による政策金公庫に期待される役割

融資の実施による政策金公庫に期待される役割

環境の保全及びエネルギーの強化

日本政策融資公庫による政策金公庫に期待される役割

1 営業者に期待される役割

- (1) 省エネ設備、太陽光発電設備等の導入
- (2) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入
- (3) 废棄物の最小化、分別回収の実施
- (4) 薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処置
- (5) 温室効果ガス排出の抑制

2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 废棄物の最小化、分別回収の普及啓発
- (2) 業種を超えた組合間で相互に協力

第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

少子・高齢化社会等への対応

業者には、商売と安心一安心アライアンス等による店舗が多いため、地域に密着して充実した施設やサービスを提供する。また、地域社会の活性化を図るために、出張、高齢化社会等への対応に取り組むことなどを実現する。

- (1) バリアフリーの充実・強化
- (2) 出張サービスの充実・強化
- (3) 従業者の改善
- (4) 身体障害者補助犬を同伴する教育及び研修による対応
- (5) 従業員に対する身体障害者等への適切な対応
- (6) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進
- (7) 受動喫煙の防止

組合及び連合会に期待される役割

高齢者、研究の実施による政策金公庫に期待される役割

融資の実施による政策金公庫に期待される役割

環境の保全及びエネルギーの強化

日本政策融資公庫による政策金公庫に期待される役割

1 営業者に期待される役割

- (1) 省エネ設備、太陽光発電設備等の導入
- (2) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入
- (3) 废棄物の最小化、分別回収の実施
- (4) 薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処置
- (5) 温室効果ガス排出の抑制

2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 废棄物の最小化、分別回収の普及啓発
- (2) 業種を超えた組合間で相互に協力

少子・高齢化社会等への対応

業者には、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯が住み慣れるよう、以下に掲げる事項を中心とした地盤社会の一対一対応策の実現を目指す組合組織による活動を推進する。

- (1) バリアフリーの充実・強化
- (2) 出張サービスの充実・強化
- (3) 従業者の改善
- (4) 身体障害者補助犬を同伴する教育及び研修による対応
- (5) 従業員に対する身体障害者等への適切な対応
- (6) 地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進
- (7) 受動喫煙の防止

組合及び連合会に期待される役割

高齢者、研究の実施による政策金公庫に期待される役割

融資の実施による政策金公庫に期待される役割

環境の保全及びエネルギーの強化

日本政策融資公庫による政策金公庫に期待される役割

1 営業者に期待される役割

- (1) 省エネ設備、太陽光発電設備等の導入
- (2) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入
- (3) 废棄物の最小化、分別回収の実施
- (4) 薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処置
- (5) 温室効果ガス排出の抑制

2 組合及び連合会に期待される役割

- (1) 废棄物の最小化、分別回収の普及啓発
- (2) 業種を超えた組合間で相互に協力

このほか、業者には、利用者が高齢化することを考慮したことや、妊婦等にたいへん優しく取り扱うことを考慮している。

3 日本政策金融公庫による営業者の支援

地域との共生(地域コミュニティの再生及び強化(商店街の活性化))

1 営業者に期待される役割

営業者は、「地域住民に対する社会的貢献」や「地域の内需及ぶ加算的な構成員」として理容業の店舗の存在、提供するサービスや商品の販売、地域のセーフティ・ネットの構築等に取り組むこと、地域の活性化に取り組むこと、地域の再生・強化や商店街の活性化に取り組むことなどを実現する。

- (1) 地域の街づくりへの積極的な参加
(2) アル・チャリティや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加

イ 商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出

- (2) 「賑わい」、「つながり」を通じた豊かな人間関係 (ソーシャル・キャピタル) の形成
(3) 福祉施設における訪問理容の実施
(4) 共同ボランティアサービス事業、スタンプ事業の実施
(5) 地域の防犯(「理容こども110番の店」など)、消防、防災、自殺防止、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力

2 組合及びひ連合会に期待される役割

- (1) 地域の指導者を育成
(2) 業種を超える特有の取組みの推進
(3) 地域における講習会の開催
(4) 講習会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推進
(5) 自治会、町内会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推進
(6) 商店街役員への理容業の若手経営者の登用

東日本大震災への対応

- 東日本大震災は未だ発生する国難であり、被災地域における営業再開及びひ連合会を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取り組みを進めています。
1 営業者に期待される役割
(1) 被災営業者のみなさまによる相互扶助と連携の下での役割發揮
(2) 被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元

二 地域社会における行事等に積極的に参加し、地域住民は、理容店舗の存在、提供するサービスの内容や運営会社との連携による協力、児童の緊急避難防犯等の様々な支援が発動の一翼を担い、地域と共に生じるため、組合及び連合会においても、地域の自治体等と連携する事務所としての協力が発揮され、地域の活性化に取り組むとともに、営業者を支援するところへ規範化される。このため、組合及び連合会においても、地域の自治体等と連携する事務所の育成に積極的に取り組むとともに、指導者が期待される。また、ある取組を支援することが期待される。

(3) 節電・省エネへの適切な対応

2 組合及び連合会に期待される役割

(1) 同業者による支え合い（太い「縄」で再強化）

(2) 節電啓発による節電行動に対する支援

(3) 節電電力共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置

3 国及び都道府県に期待する役割

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミニティ向
けに発生する災害に対する事業者、被災業者及び被災組合の意向
に応じて、以下に掲げる事項を中心的に積極的な取り組み
を進めること。

(1) 被災業者の営業再開のための施策

(2) 東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、
即効性の高い防災、減災等の施策

4 日本政策金融公庫に期待される役割

被災業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融
資等の実施